

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務アシスタントとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から最寄駅であるC駅へ向かう途中、普通自動車に撥ねられ（以下「本件事故」という。）負傷した。

請求人は、負傷後、自賠責保険により加療しており、平成〇年〇月〇日にD病院に転医し、同病院にて「外傷性頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断されたところ、転医後は自賠責保険から支払いが打ち切られたため、自費にて通院し、その後、平成〇年〇月〇日をもって症状固定（治癒）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害があり、障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、監督署長に平成○年○月○日以降の療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって症状固定しているとして、同年○月○日以降の期間にかかる請求については治癒後の請求であるとして、また、同年以前の期間にかかる請求については労災保険法第42条に定める時効により、これらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、これら処分のうち、同年○月○日以降の療養給付及び休業給付を支給しないとした処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却している(平成27年労第561号)。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

障害給付支給請求書の障害診断書において、傷病名「外傷性頸部症候群」、本件事故後より頭頸部痛、倦怠感、腰痛及び憶障害等が持続した旨記載されていることから、請求人に残存する障害について検討すると、以下のとおりである。

#### (1) 本件傷病による後遺障害について

上記障害診断書の「障害の状態の詳細」について、疼痛等の神経症状に係る記載はないが、請求人は、頭、首、肩、背中、腰の痛み及び手腕と足腰の痛み

としびれ、並びに内臓の不調、めまい、立ちくらみ、吐き気及び耳鳴り等を申し立てている。

この点、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の自訴を受けて、「頸部から右上肢にかけて疼痛が残存している。」と述べている。

また、請求人の頸部の運動障害については、決定書理由に説示のとおり、せき柱の運動障害に係る認定基準に該当しないとの判断は妥当であるとする。

よって、本件傷病による後遺障害は、頸部から上肢にかけての神経症状であるが、請求人の痛みの程度から就労に支障を来たす程度のものとは認められないとして、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）と認定したことは、当審査会としても、妥当であるものと判断する。

## (2) 既存の障害を踏まえた障害給付について

請求人には、既存の障害（以下「既存障害」という。）として、昭和〇年〇月〇日発生の交通事故による後遺障害が労災保険法の認定基準に基づく「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に認めることが相当であるとした判断は、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、妥当であるとする。

なお、労災則第14条第5項は、既に身体障害のあった者が同一部位について障害の程度を加重した場合の障害給付額の算定において、現在の身体障害（以下「現存障害」という。）に該当する障害等級に応ずる給付額から既存障害に係る給付額を差し引いた額によるとする規定であるところ、現存障害に該当する障害等級が既存障害の障害等級と同じで、加重に該当しない場合、障害補償の趣旨に照らし、障害給付を支給できないものとするものである。

したがって、本件において、既存障害と現存障害は、同一の障害等級（第14級）であることから、加重に該当せず、障害給付を支給することはできないとした判断は、妥当である。

## (3) 後遺障害に係る請求人の主張について

請求人は、診断された傷病による多様な症状から、服することができる労務が相当な程度制限される障害に該当すると主張するが、決定書理由に説示のとおり、請求人が主張する症状のうち、後遺障害と認定された頸から右上肢にかけての疼痛以外は、本件事故との相当因果関係は明らかにされていないものであるので、請求人の主張は採用できない。

(4) 以上検討したとおり、本件事故に起因する請求人の本件傷病に係る後遺障害は、既存障害の加重に該当せず、障害等級第14級である。

3 以上のおりであるから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。